通学路防犯カメラ現地協議チェック票①

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 内容 | チェック | 指導状況 |
| 電源の供給 | 電源の供給は可能か | □ |  |
| 通学路防犯カメラ設置の表示 | 表示看板の掲示場所はあるか | □ |  |
| 設置場所と設置方法等 | 公園等 | 撮影範囲（出入口 ・ 敷地全体） | □ |  |
| 人物の撮影角度（正面 ・ 斜め） | □ |  |
| 個人のプライバシーに配慮しているか | □ |  |
| 目立つ場所への設置か | □ |  |
| 第三者が触れられない高さか | □ |  |
| 通学路や道路 | 人物や車両の撮影角度（正面 ・ 斜め） | □ |  |
| 個人のプライバシーに配慮しているか | □ |  |
| 目立つ場所への設置か | □ |  |
| 第三者が触れられない高さか | □ |  |
| その他の場所 | 人物や車両の撮影角度（正面 ・ 斜め） | □ |  |
| 個人のプライバシーに配慮しているか | □ |  |
| 目立つ場所への設置か | □ |  |
| 第三者が触れられない高さか | □ |  |
| 工作物等への共架 | 工作物等への共架工作物（　　　　　　　　） | □ |  |
|  |  |  |  |  |
| 意見・問題点等 |

通学路防犯カメラ現地協議チェック票②

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 内容 | チェック | 指導状況 |
| 記録媒体等の保管状況 | カメラ内蔵型、施錠設備のある保管庫若しくは施錠設備のある個室等に保管されているか | □ |  |
| モニターの状況 | モニターの設置はないかモニターがある場合は、施錠できる室内又は設備に保管され、管理責任者若しくは取扱担当者以外の者が見通せない場所に設置されているか | □ |  |
| ※説明したらチェックを入れる | ガイドラインの遵守状況を設置者に口頭で説明 | の指定 | 管理責任者 | 管理責任者の指定（予定） | □ |  |
| 管理責任者の責務運用規程の作成のほか、個人情報画像の利用及び提供並びに開示請求に関する経過を記載した簿冊及び苦情処理簿の作成，取扱担当者に対する周知 | □ |  |
| 表示 | 設置の | 管理責任者及び連絡先の表示 | □ |  |
| 容易に認識できる方法　　大きさ40×15cm程度、標準例を参照 | □ |  |
| 範囲 | 撮影 | 必要最低限の撮影範囲 | □ |  |
| 遠隔操作等による追跡撮影の禁止 | □ |  |
| 画像デ|タの保存・取扱い | 取扱担当者の指定（必要最小限度の人数） | □ |  |
| 画像データの保存期間（２週間以上１ヶ月以内） | □ |  |
| 画像データの消去　　保存期間の経過あるいは保存期間終了前であっても保存の必要のなくなったデータは確実かつ速やかに消去する | □ |  |
| 記録媒体の廃棄 | □ |  |
| 画像データの複写の禁止法令に基づく場合や警察等の捜査機関からの要請の場合は除く | □ |  |
| 画像の加工禁止 | □ |  |
| 秘密の保持 | □ |  |
| 犯罪の防止以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない【例外事由】　　①法令に基づく場合　　　　　　　　②捜査機関の文書依頼　　　　　　　　③人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められる場合④本人の同意又は依頼があった場合 | □ |  |
| その他 | 苦情の処理 | □ |  |
| 管理規程の策定 | □ |  |